

論説

刑事司法と変容するソーシャルワーク ー権利を基盤とした実践へー

戸 井 宏 紀

- 1 はじめに
- 2 社会福祉制度の改革
- 3 変容するソーシャルワーク
- 4 権利を基盤としたソーシャルワーク
- 5 おわりに

1 はじめに

2000年代に入り司法と福祉の領域における協働的实践が始まる中で、2004年度には精神保健福祉士が、そして2007年度からは社会福祉士が刑事施設に配置された。犯罪白書によれば、2023年（令和5年）度の段階では社会福祉士の配置施設数は67庁あり、精神保健福祉士が8庁に、そして福祉専門官（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）は、刑務支所を含め58庁に配置されている（法務省、2024）。現在では、ソーシャルワークの実践は矯正のみならず、更生保護、検察、裁判も含め、刑事司法システムの各段階に広がってきている。こうした実践は、この間の法務省と厚生労働省による刑事政策と社会福祉にかかわる政策や施策にも相互に影響を与えつつ、展開してきている。

再犯防止を中心とした刑事司法にかかわる重要な施策が推進される一方で、社会福祉の領域においても、従来の法制度の枠組みを大きく変える改革が進められてきた。その間、社会福祉実践の担い手として、ソーシャルワーカーに求められる役割も変容していくことになった。

本稿ではまず、刑事司法と福祉の連携が本格的に始まる前段階として、社会福祉の領域で進められた制度改革について触れた上で、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していく中で、ソーシャルワーク専門職に求められる機能と、人権の専門職としてのソーシャルワークの実践について述べていく。そして、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義が各国において共有されつつある現在、これまでのニーズに基づく実践から、人権に焦点をあてたソーシャルワークへの移行が始まろうとしている状況を踏まえ、刑事司法の領域における権利を基盤としたソーシャルワーク実践の課題と展開可能性について検討していきたい。

2 社会福祉制度の改革

刑事司法において制度的に社会福祉の実践が始まり約 20 年が経過する中で、刑事政策と社会福祉政策双方の視点からも、両システム間の連携の必要性和重要性に関する共通の理解が進みつつある。一方で、社会福祉の基盤となる法制度や、ソーシャルワークの実践に求められる内容はこの間に大きく変容してきた。

2000 年代前半は、その後の刑事司法と社会福祉、そして精神医療の改革にもつながる重大な事件が続いた。2001 年 6 月には大阪教育大学附属池田小学校事件が起これ、事件をきっかけとして 2003 年 7 月には心神喪失者等医療観察法が成立し、2005 年 7 月に施行されることとなった。

また、2001 年 12 月以降に発生した名古屋刑務所における一連の受刑者死傷事案が、2002 年から 2003 年にかけて明らかになった。2003 年 12 月の行刑改革会議の報告書「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」では、こうした重大事案も踏まえて、(1)受刑者の人間性を尊

重し、真の改善更生と社会復帰を図る、(2)刑務官の過重な負担を軽減する、(3)国民に開かれた行刑を実現するという3つの観点から、監獄法の全面改正を含む行刑運営全般の見直しと改善を求めていくことが示された（法務省, 2003）。

同じく2003年12月に出版された山本譲司氏の著書『獄窓記』は、その後の矯正施設の処遇や更生保護のあり方にも大きな影響を与えたとされる。同書で明らかにされた矯正施設に収容されている、本来であれば地域において社会福祉のサービスや支援が必要であったであろう高齢者や障害のある人たちの状況は、司法関係者だけでなく社会福祉に携わる者にとっても衝撃的なものであった。

これらに先立つ2000年には、社会福祉基礎構造改革によって、戦後約半世紀にわたり構築・維持されてきた社会福祉制度の共通基盤が大きく変容していくことになった。社会福祉基礎構造改革は、1951年に社会福祉事業法が制定されて以来、大きな改正がなされなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉の共通基盤にかかわる制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応していくために見直しを行うものであった（厚生省, 1999）。

改革に向けた検討の流れとして、まず1997年8月に「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論がなされ、同年11月に「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」が報告書としてまとめられた。次に、中央社会福祉審議会に設置された社会福祉構造改革分科会における議論を経て、1998年6月には「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」が取りまとめられた。そして厚生省は1999年4月に「社会福祉基礎構造改革について（社会福祉事業法等改正法案大綱骨子）」を公表し、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいてこの改革を推進することとし、翌2000年以降、社会福祉事業法をはじめとする法制度の改正が進められていくことになったのである。

厚生省は具体的な改革の方向として、(1)個人の自立を基本とし本人の選択を尊重した制度の確立、(2)質の高い福祉サービスの拡充、(3)地域での生

活を総合的に支援するための地域福祉の充実を示し、社会福祉の基礎部分であるサービスの供給方法が大きく変わっていくことになった（大島，2007）。小笠原（2000）によれば、この改革は「措置から契約へ」という流れによって、利用者ニーズ本位の福祉サービス制度へと転換していくとともに、それに伴う新たな公的責任の領域を確定しようとする側面も持っていたのである。

社会福祉事業法が改正・改称されて誕生した 2000 年の社会福祉法では、地域福祉の推進がその中心に置かれることになった。また、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」（社会福祉法第 3 条）との理念が掲げられた。

そして 2000 年は、介護保険制度が創設されるとともに、地域における権利擁護の仕組みとして成年後見制度が始まった年でもある。これらの法制度は、社会福祉基礎構造改革と密接に連動して、社会福祉の制度政策の大きな変革の流れを形成していくこととなったのである。

さらに 2000 年 12 月には、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」の報告書がとりまとめられた。この検討会報告書では、社会福祉基礎構造改革は、社会福祉サービスが、人間による人間のためのサービスであるという原点に立ち返った制度改革であり、地域福祉の推進を中心に置いた社会福祉法は、地域社会におけるつながりを再構築するためのものであると捉え、制度論からではなく、実態論からのアプローチとして提言がなされた（厚生省，2000）。

この検討の背景には、戦後日本が福祉国家を構築していく過程で、貧困からの救済を中心とした選別的な社会福祉から、豊かな社会における国民生活を支える社会福祉へ、そして少子・高齢社会において安心できる社会福祉へと普遍化が図られてきた一方で、社会や社会福祉の支援が、社会的援護を必要とする人々に届いていない事例が見られるようになってきたことがある。報告書では例として、「心身の障害・不安」（社会的ストレス問題，アルコール依存等）、「社会的排除や摩擦」（路上死，中国残留孤児，外国人の排

除や摩擦等），そして「社会的孤立や孤独」（孤独死，自殺，家庭内の虐待・暴力等）を挙げて，各地で問題が重複・複合化している現状を指摘し，こうした見えにくい問題を可視化するための，複眼的な取り組みが必要であることを示している（厚生省，2000）。

そして，新しい福祉を構築するために，人材養成に関連して (3)福祉人材の機能と役割について，以下の具体的な提言を行っている。

「対象者のニーズに柔軟に即応するために，社会福祉士などソーシャルワークに携わる人々については，地域社会における様々な人々と共働するための実際の権限を付与する必要がある。地域開発等のように地域住民の主体的な参加や組織化を必要とする場合には，その事業の実施期間にわたって，ソーシャルワークに携わる人々を地域の中に配置するような取り組みが求められている」（厚生省，2000）

この検討会報告書では，現代社会において社会福祉が見落としていた「社会的援護を要する人々」に対する多くの問題が，新たな社会福祉のあり方の見取り図として国から示されたが，ホームレス自立支援や自殺対策など，その後いくつかの課題については法制度の創設へとつながっていったものである。しかしながら，刑事司法に関与した人の問題は，この段階では正面から取り上げられることは無かった。

以上，2000年代に入り司法と福祉の協働と連携が本格的に始まる前の段階において，社会福祉制度の基盤が大きく変容し，地域福祉の推進の担い手として，そして社会的排除をはじめとする複雑かつ複合的な課題に取り組むために，ソーシャルワーク専門職の実践が期待されるようになった背景について述べてきた。一方，この社会福祉の制度的枠組みにおいてソーシャルワーカーに求められたのは，ニーズ本位の福祉サービス提供体制のもと，利用者のニーズに柔軟に即応していくための実践であった。

3 変容するソーシャルワーク

刑事司法においてソーシャルワークの実践が制度的に始まり約 20 年が経過する中で、専門職に求められる役割と機能も大きく変化してきた。ここではその実践を支える専門職養成教育の変容を概観するとともに、ソーシャルワーク機能の発揮、そして人権の専門職としてのソーシャルワーク実践の課題について検討していきたい。

専門職養成教育

刑事司法と社会福祉の連携と協働は、日本においても、そしてソーシャルワークが誕生した米国においても、慈善事業と矯正との歴史的関係に辿ることができる（戸井, 2024）。慈善と矯正の密接な関係とその後の協働への歩みは、社会福祉教育や、ソーシャルワーク専門職の養成教育の変化にも現れている。例えば筆者の所属先において約 100 年前に社会福祉教育が開始された当時（1921 年東洋大学専門学部社会事業科）のカリキュラムを見ると、社会事業や社会政策に関する科目に加えて、2 年次には犯罪学、犯罪心理学、刑事人類学、3 年次には免囚保護といった、現在の刑事司法や更生保護に関連する科目が多く置かれていた（東洋大学, 1937, p. 548）。

一方、日本国憲法第 25 条の第 2 項に、すべての生活部面での社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上と増進が国の責務として規定され、先述の社会福祉事業法を基盤として、児童福祉、障害福祉、高齢福祉をはじめとする対象分野ごとの法制度に沿って、戦後の社会福祉教育の科目体系が整えられていくこととなった。

こうした法制度と社会福祉教育の体系は、後のソーシャルワーク専門職の養成教育にも反映されている。社会福祉専門職の国家資格制度が成立したのは、1987 年の社会福祉士及び介護福祉士法によってであるが、当初の専門職養成カリキュラムは、社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、社会福祉援助技術論といった科目とともに、心理学、社会学、法学、医学一般、介護概論という近接領域の科目も学び知識を身につけるものであった。しかしながら当時の法学は、憲法、行政法、民法を中心としており、刑事司法について直接学ぶ機会はない

かった。

ところが2009年度からは、カリキュラム改訂により、専門科目の一つとして新たに「更生保護制度」が加えられたのである。これは2000年代以降、制度・政策面では法務省と厚生労働省の協力が深まり、実践レベルでは矯正、更生保護、そして地域生活定着支援センターの設置後は地域へと、ソーシャルワーカーの実践の場が広がっていく状況とも連動したものである。

さらに、2021年度から始まった社会福祉士養成の新カリキュラムでは、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として「刑事司法と福祉」が位置づけられることになった。児童福祉、障害福祉、高齢福祉、そして地域福祉といった伝統的かつ主たる実践領域と比較した際に、戦後の社会福祉の実践と教育においては対象外とみなされていた刑事司法に関する科目を、ソーシャルワーク専門職となるためには必ず修得する必要が出てきたのである。

かつて社会事業から社会福祉へと向かう時代においては、その教育に刑事司法や更生保護にかかわる科目が置かれていた状況を踏まえると、ソーシャルワーク専門職養成教育の中で、刑事司法と福祉の二つの領域が再び机を並べることになったとも言える大きな変化である。

では、ソーシャルワーク専門職の養成教育はこの間、何を目指して、どのように変容してきたのだろうか。特に、2021年度に始まった社会福祉士養成の新カリキュラムにおいては、これまでの相談援助の専門職から、ソーシャルワーク専門職の養成へと、教育内容が幅広く見直されることとなった。新カリキュラムの内容は、2019年6月に「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」として厚生労働省から示された。この見直しは、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会における検討をまとめた報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（2018年3月）を踏まえたものである。

そして、新カリキュラムへと見直していく背景として「今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があること」（厚生労働省, 2018）を挙げ、これまでの相談援助の専門職から、ソーシャルワーク専門職を養成していく必要性を明示したのであ

る。

ソーシャルワーク機能の発揮

新たな福祉ニーズに対応するために社会福祉士に求められていることは、(1)複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能、そして(2)地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能の発揮である（厚生労働省, 2018）。

こうしたソーシャルワーク機能の発揮は、地域における複合化・複雑化した生活課題への対応と地域共生社会の実現に向けて、あらゆる領域で実践に取り組むソーシャルワーカーに求められるものである。報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（厚生労働省, 2018）では、様々な領域に広がるソーシャルワークの現状と、専門職に求められる役割の変化について触れる中で、司法分野についても以下の通り言及している。

- ・ 司法分野においては、刑事施設及び少年院の受刑者等の出所後の地域生活支援のために、社会福祉士の活用や相談支援体制の整備等の必要性が指摘されており、平成 28 年度では、刑事施設において 99 人、少年院において 16 人が配置されるなど、社会福祉士の有資格者の配置が増えてきている。 ※ 法務省矯正局調べ（非常勤の社会福祉士の人数）（同報告書 p. 3）
- ・ 司法分野においては、刑事施設及び少年院における受刑者等について、高齢化の進展や障害を有する者の増加により、矯正施設内での日常生活の支援や、出所後に活用できる各種社会福祉制度の紹介や利用手続きの支援などへの対応が必要となっており、社会復帰に向けた支援の体制整備が進められている（同報告書 p. 3）。

では、社会福祉士養成の新カリキュラムのもとで求められるソーシャルワーク機能とは何であろうか。報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福

祉士に求められる役割等について」(厚生労働省, 2018) では, ソーシャルワークの機能として, 権利擁護・代弁・エンパワメント, 支持・援助, 仲介・調整・組織化, 社会資源開発・社会開発を挙げている。一方, 職能団体である日本社会福祉士会は, ソーシャルワーク機能の発揮と専門職の役割を把握・分析するため, 会員を対象とした実態調査を行っている。その結果, 14 のソーシャルワーク機能を抽出して, 以下の通りミクロレベル, メゾレベル, マクロレベルに分類している(日本社会福祉士会, 2019)。

表1 ソーシャルワークの機能

実践レベル	ソーシャルワークの機能
ミクロレベル	側面的援助機能, 代弁機能, 直接支援機能, 教育・指導機能, 保護機能, 仲介機能, 調停機能, ケア(ケース) マネジメント機能
メゾレベル	管理・運営機能, スーパービジョン機能, ネットワーキング(連携) 機能
マクロレベル	代弁・社会改革機能, 組織化機能, 調査・計画機能

ソーシャルワーク機能は, 社会福祉の実践領域によってある特定の機能が求められるということではなく, 司法を含めたあらゆる領域で, ミクロ・メゾ・マクロレベルの実践を進めていく際に発揮していくことが求められるのである。一方で, 児童福祉, 高齢福祉, 障害福祉などの社会福祉の伝統的な実践領域と比べた場合, 病院, 学校, そして司法といった, その使命と意思決定がソーシャルワーカー以外の人びとによって定義され, 主に担われる場(host settings) では, これらのソーシャルワーク機能を広範に発揮していくことには多くの困難を伴う。

ソーシャルワーカーとはどのような専門職であるのか, 何ができるのか, それらが実践の場で共有されることによって初めて, 専門職の役割への期待が高まるとともにその機能の発揮が求められてくる。日本では司法の場におけるソーシャルワーク実践の歴史は浅く, ソーシャルワーカーがミクロ・メ

ゾ・マクロレベルで幅広い機能を発揮できることが、必ずしも関係機関・関係者に十分に認識されているとは言えない状況にある。

刑事司法の多くの関係者は、司法に関与した障害や疾病等によって自立した生活を送ることが困難な人に対して、住まいを確保し、医療や社会福祉のサービスにつなげて、安定した地域生活に向けた援助を行うことに、ソーシャルワーク専門職としての役割を求めているかもしれない。しかしながらこうした実践では、直接支援機能、仲介機能、ケースマネジメント機能といった専門職の機能のごく一部を発揮しているに過ぎない。

一方職能団体である日本社会福祉士会は、国の予算編成にあたり、2018年から関連省庁あてに次年度の予算・制度に関する提案書を提出し、ソーシャルワーカーが幅広い機能を備えた専門職であり、さまざまな役割を担うことができることを表明してきている。

例えば、2025年度予算・制度に関する提案書（日本社会福祉士会、2024）では、司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備として、法務省大臣官房秘書課、矯正局、保護局に対して、(1)司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保、(2)矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるための配慮、を求めている。

これらはメゾレベルのネットワーキング（連携）機能に言及するものであるが、同時にソーシャルワーカーは、人と環境の双方に働きかける専門職としてアセスメントを行い、専門職の機能を発揮していくことができることも示しているのである（戸井、2024）。

人権の専門職として

ソーシャルワーカーは、人と環境の専門職であるとともに、人権の専門職である。このことをより明確に示したのが、2014年に採択されたソーシャルワーク専門職のグローバル定義（International Federation of Social

Workers, 2014) である。ソーシャルワークがこれまで各国の歴史的、社会的、文化的背景のもとで展開されてきたことを踏まえた上で、ソーシャルワーカーとはどのような専門職であるか議論を重ねた結果、以下のソーシャルワークの定義が共有されることになった。

- ・ ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。
- ・ 社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。
- ・ ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義に示された価値や原則を守り、高め、実現することは、各国のソーシャルワーカーの責任であることから、日本においても社会福祉士の新たな倫理綱領が検討され、2020年6月に採択された。従来の倫理綱領では、①人間の尊厳、②社会正義、③貢献、④誠実、⑤専門的力量、の5つの価値と原則が共有されていたのに対し、新たな倫理綱領には、①人間の尊厳、②人権、③社会正義、④集団的責任、⑤多様性の尊重、そして⑥全人的存在、の6つの原理が置かれることになった（日本社会福祉士会, 2020）。

これまでもソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入していく、人と環境（さまざまな構造）の双方に働きかける専門職としての実践を重ねてきた歴史がある。新たな倫理綱領は、人権の原理を加えることによって、社会福祉士は「すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない」人権の専門職であることを明確に表明したのである。

ソーシャルワークは、人と環境（さまざまな構造）の双方に働きかける専

門職であるとともに、人権の専門職として、司法を含めさまざまな領域において実践が進められていく中で、その実践を支える専門職養成教育も近年大きく変容してきた。一方で、日本におけるソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法においては、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（相談援助）を業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）と定義されている。このように法律上の定義では、社会福祉士は現在も相談援助の専門職であるということになる。

こうした現状の定義に対して日本社会福祉士会は、2021年度から直近の2025年度までの予算・制度に関する提案書のなかで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めるよう、厚生労働省に対して働きかけを続けてきている（日本社会福祉士会、2024）。その背景として、ソーシャルワークは多様な実践を表す言葉であり、実践内容は時代とともに変遷するものの、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に示されるように、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける専門職であることを挙げて、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能になるとして、専門職の定義の見直しを求めているのである。

現在も、社会福祉士は福祉の専門職、あるいは法の定義にあるように相談援助の専門職と一般に認識されているが、表1のソーシャルワークの機能を参考にすれば、相談援助はミクロレベルの直接支援機能を中心としており、ミクロ・メゾ・マクロレベルにわたる専門職の機能の一部分を捉えているに過ぎないと言えるだろう。一方、ミクロレベルの代弁機能、そしてマクロレベルの代弁・社会改革機能は、グローバル定義に示された、以下のソーシャルワークの中核となる任務にも共有されるものである。

グローバル定義: 中核となる任務 (International Federation of Social

Workers, 2014)

- ・ ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放がある。
- ・ ソーシャルワークは、相互に結び付いた歴史的・社会経済的・文化的・空間的・政治的・個人的要素が人々のウェルビーイングと発展にとってチャンスにも障壁にもなることを認識している、実践に基づいた専門職であり学問である。構造的障壁は、不平等・差別・搾取・抑圧の永続につながる。
- ・ 人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく抑圧や、特権の構造的原因の探求を通して批判的意識を養うこと、そして構造的・個人的障壁の問題に取り組む行動戦略を立てることは、人々のエンパワメントと解放をめざす実践の中核をなす。
- ・ 不利な立場にある人々と連帯しつつ、この専門職は、貧困を軽減し、脆弱（vulnerable）で抑圧された人々を解放し、社会的包摂と社会的結束を促進すべく努力する。

これらの中核となる任務は、相談援助よりもより広い社会的文脈の中で、人権の専門職として抑圧や特権の構造的要因を批判的に探求し、構造的・個人的障壁の問題に取り組んでいくことを、ソーシャルワーカーに求めているのである。

ところでグローバル定義の採択に先立つ20年前に、国連は「ソーシャルワークと人権」と題する手引きを発行しているが、その中でソーシャルワーカーは、専門職が誕生した時から人権の専門職（human rights profession）であることを既に明確に示している。この手引きはソーシャルワークを学ぶ学生、教員、実践者を対象として、人権はソーシャルワークの理論、価値と倫理、そして実践と切り離せないものであることを強調し、ソーシャルワークにおける人権の根拠を位置づけようとするものである（United Nations, 1994）。

この国連の手引きでは、貧困、ジェンダー、人種差別、環境と開発といったテーマと、子ども、女性、高齢者、障害のある人、刑務所に収容されてい

る人、移民・難民といった脆弱（vulnerable）な集団を取り巻く課題を具体的に挙げて、これまでのニーズに基づいたソーシャルワークから、人権に焦点をあてた実践への移行が必要であることを強調している。この手引きの中では例として、刑務所に収容されている人に関する人権の問題を検討していくために、ソーシャルワークを学ぶ学生・実践者に対して、検討課題として以下の質問が投げかけられている（United Nations, 1994, p.39）。

- ・ 刑務所に収容されている人に関して、どのような人権問題が提起されていますか？
- ・ 国際規準に関する知識に照らして、死刑制度についてあなたはどのように考えますか？

ソーシャルワークの実践は、人間のニーズの充足を重要なテーマとしてきたが、それと同時に、刑事司法を含めたあらゆる実践の場において、人権に焦点をあててクライアントの権利を擁護していく取り組みが必要であることを、国連システムはこの手引きを通して各国のソーシャルワーカーに問いかけているのである。

4 権利を基盤としたソーシャルワーク

グローバル定義の採択を受けて日本では、社会福祉士の新たな倫理綱領の原理の一つに人権が加えられることになった。しかしながら、人権の原理をもとに、ソーシャルワーク専門職としてどのような実践を目指していくか、現段階で具体的な道筋が示されている状況にはない。一方、グローバル定義を踏まえて、人権に焦点をあてた実践への移行を進めている例としては、イギリスの専門職団体の取り組みが挙げられる。

英国ソーシャルワーカー協会（British Association of Social Workers）は、「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす」（International Federation of Social Workers,

2014) とするグローバル定義を念頭に、人権に基づくアプローチによるソーシャルワークを実践していくために、専門職団体として会員を支援していくことを表明している (British Association of Social Workers, 2015)。

英国ソーシャルワーカー協会によれば、人権を基盤としたアプローチは、以下の特徴を持つ実践である (British Association of Social Workers, 2015)。

- ・ 人びとが自分の権利を知り、主張できるようにすること
- ・ 権利を尊重し、保護し、実現する責任を負う個人や機関の能力と説明責任を高めること
- ・ 人びとが自らの人権に影響を与える意思決定に参加する機会を増やすこと
- ・ 権利の実現に責任を持つ人々が、それらの権利を尊重することを認識し、その方法を知り、責任を負うことができるよう能力を高めること

ソーシャルワーク実践の歴史を大きく捉えれば、慈善に基づく実践 (charity-based) を経て、ニーズに基づく実践 (needs-based) から、現在ではグローバル定義を踏まえた権利を基盤とした実践 (rights-based) へと移行していく段階にある (Gabel, 2024)。しかしながら、先の国連の手引きにも明言されていたように、ソーシャルワーカーは歴史的に人権を基盤とした専門職であるにもかかわらず、まだ十分な実践が行われていない状況にある (Healy, 2008)。

各国において、ソーシャルワーク専門職はグローバル定義を共有するとともに、国際的な人権規範等の基準に準拠した実践を進めていく方向にはあるが、ソーシャルワークと人権とのつながりは、ソーシャルワーカー自身にとっても自明なものにはなっていない状況がある。それでは、権利に基づくソーシャルワークには、どのような実践が求められるのであろうか。Androff (2016) は、その実践の特徴を以下の形で示している。

- ・ ソーシャルワークの実践そのものが、人権と一致していなければなら

ない。

- ・ 国際人権規範に関連づけられ、その基準と原則に基づいたものでなければならない。
- ・ その人固有の尊厳、個人の自律性と自立性、そして自ら選択する自由を尊重することによって、全人格を肯定するものでなければならない。
- ・ 権利を損ない、福祉の成果を低下させることになる差別と抑圧の有害な影響を認識し、克服していく実践である。
- ・ ソーシャルワークは、人権を侵害しない実践でなければならない。

ここで示された権利を基盤とした実践は、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義と、それを踏まえて 2020 年に採択された社会福祉士の新たな倫理綱領に示された、①人間の尊厳、②人権、③社会正義、④集団的責任、⑤多様性の尊重、そして⑥全人的存在、の 6 つの原理とも多くの点で共通するものであることがわかる。

こうした権利を基盤としたソーシャルワークは、刑事司法システムの中でどのように実践していくことができるのだろうか。例えば Rossiter と McPherson (2019) は、刑事弁護人チームにおけるソーシャルワーカーの活動を挙げて、人権の専門職としての価値と倫理を巡り、弁護人との協働実践において葛藤を抱える中でも、ソーシャルワーカーはクライアントの利益を優先し自己決定を促していくことに責任を負うこと、そしてクライアント自身の語りや個人的な真実にコミットしていく必要があることを強調する。同様に Androff (2018) は、刑事弁護人チームの中で、権利に基づくソーシャルワークを実践していく際には、クライアントが自分自身の物語を語るプロセスを通して、その能力を再構築できるよう機会を広げ、エンパワーしていくことが重要であると述べる。

こうした権利を基盤としたアプローチは、被疑者・被告人となったクライアントに対する更生支援計画の作成や、情状証人としての権利擁護活動を通して、日本においても実践していくことが可能であると思われる。更生支援計画の多くは、被疑者・被告人が地域社会に戻ることにした場合を想定し

て、住居、医療や精神医療、社会福祉のサービス等につなげて本人を支援していくことを主眼として作成されている。一方ケースは限られるものの、人と環境の双方に働きかける専門職として、その人を取り巻く社会構造にも目を向けて更生支援計画を作成する際に、被告人であるクライアントが自分自身の物語を語るプロセスを通して、人生を再構築していく手助けをしていこうとする実践も、裁判員裁判の対象事件を中心に行われるようになってきている。

弁護人チームの中でソーシャルワーカーが、権利を基盤とした実践を展開していくことには、しばしば専門職の価値との葛藤やジレンマを伴う。しかしながら、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士も人権の専門職である。裁判においては、公正・中立な審判者たる裁判官や、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしていく検察官も、人権を中心に据えて職務に取り組む。そして矯正においては、刑務官をはじめとする職員にも、被収容者の人権を尊重しつつ、それぞれの法的地位に応じた適切な処遇を実現していくことが求められている（戸井, 2024）。

刑事司法と福祉の連携が深まる中、複雑で複合的な生活課題を抱える人の社会復帰を支えていくためには、こうした刑事司法のチームにソーシャルワーカーが加わるだけでなく、権利を基盤とした協働実践を進めていく媒介者として、ソーシャルワークの機能を発揮していくことが求められてくる。

5 おわりに

本稿では、2000年代に刑事司法と福祉の連携が始まる前段階として、社会福祉の領域で進められた改革について触れた上で、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していく中で、ソーシャルワーク専門職に求められる機能とともに、人権の専門職としてのソーシャルワークの実践について概観してきた。社会福祉の共通基盤の改革が進む中で、ニーズ本位の福祉サービス制度のもと、利用者のニーズに柔軟に即応していくための実践が求められたソーシャルワーカーが、2014年のグローバル定義を踏まえて、人権の専

門職として権利を基盤とした実践の担い手としての役割が求められるようになってきた。

一方で、刑事司法の領域において権利を基盤としたソーシャルワークの実践を進めていくことは、容易な取り組みではない。刑法等の改正に向けて刑事司法システムの改革が進められる中、人権を尊重した実践状況を改めて問う事案も起きている。

2021年11月以降に発生した名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会による報告書では、チーム処遇の確立と多職種によるアセスメントの重視が提言された。事案が発生した原因・背景事情の第一には「人権意識の希薄さ」が挙げられた。そして、受刑者を一人の人間として尊重できていない背景の一つとして、その人の「経歴や特性等に関する情報が十分に与えられていなければ、職員は、受刑者を個として捉え、その特性等に応じた処遇を行うことができない」（法務省, 2023, p. 6）ことを指摘している。

2023（令和5）年3月の矯正局長通知によって、刑事施設や更生保護官署への更生支援計画の引継ぎが制度化されたことにより、その対象となる人の社会復帰支援の過程で計画書が活用されていくことが期待されている。拘禁刑時代の新たな処遇において、チーム処遇の確立と多職種によるアセスメントが重視される中で、受刑者を個として捉え、その特性等に応じた処遇を行うプロセスに、更生支援計画がどれだけ活用されていくことになるであろうか。そのプロセスに貢献していくためには、ソーシャルワーカーには、人と環境（さまざまな構造）の双方に働きかける人権の専門職として、被告人であるクライアントが自分自身の物語を語るプロセスを通して社会復帰への希望を持つことが可能となるような更生支援計画の作成が求められてくるだろう。

ソーシャルワーカーである精神保健福祉士が刑務所に配置される前年の2003年、行刑改革会議提言が出された。その冒頭には以下の考えが示されていた。

「かつて他人の人間性を踏みにじった受刑者の人権を尊重する必要などある

のかという声も国民の中にあるかもしれない。また、受刑者のために一層のコストをかけることに対して抵抗感を抱く国民もいるかもしれない。しかし、我々は、受刑者の人権を尊重し、改善更生や社会復帰を図るために施す処遇を充実させることに要するコストを無駄なものとは考えない。むしろ、今、必要不可欠なものである。なぜなら、この改革において実現される処遇により、受刑者が、真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもって社会に復帰することが、最終的には国民全体の利益となるものと考えるからである」（法務省, 2003, p. 3）

司法と福祉の連携はこの 20 年で深まってきたとされる。その中で、人権を基盤とした協働実践は、必ずしも進化しているとは言えない状況にある。これは刑事司法システムだけの問題ではなく、社会福祉の実践、そして人権の専門職としてのソーシャルワークに問われている課題である。ソーシャルワーカーには、全人的で、地域に根ざした実践によって、人権を基盤とした司法と福祉の新たな共同作業を進めていく役割が求められている。

参考文献

- Androff, D. (2016). *Practicing rights: Human rights-based approaches to social work practice*. New York: Routledge.
- Androff, D. (2018). Practicing human rights in social work: Reflections and rights-based approaches. *Journal of Human Rights and Social Work*, 3, 179-182.
<https://doi.org/10.1007/s41134-018-0056-5>
- British Association of Social Workers. (2015). BASW human rights policy. 2024 年 7 月 31 日閲覧
https://new.basw.co.uk/sites/default/files/resources/basw_30635-1_0.pdf
- Gabel, S. G. (2024). *A human rights-based approach to justice in social work practice*. New York: Oxford University Press.
- Healy, L. M. (2008). Exploring the history of social work as a human rights profession, *International Social Work*, 51, 735-748.
- 法務省（2003）「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所～」

2024 年 7 月 31 日閲覧

https://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_gyokei_kaigi_index.html

法務省 (2023) 提言書「～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」

2024 年 7 月 31 日閲覧

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003_00001.html

法務省 (2024) 「令和 5 年版犯罪白書」 2024 年 7 月 31 日閲覧

https://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html

International Federation of Social Workers. (2014). Global definition of the social work profession. (=2015, 社会福祉専門職団体協議会・(一社) 日本社会福祉教育学校連盟訳 『ソーシャルワーク専門職のグローバル定義』 日本ソーシャルワーカー連盟.) 2024 年 7 月 31 日閲覧

https://jfsw.org/definition/global_definition/

厚生労働省 (2018) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」 (2018 年 3 月 27 日) 2024 年 7 月 31 日閲覧

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html>

厚生労働省 (2019) 「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」 (2019 年 6 月 28 日) 2024 年 7 月 31 日閲覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsu_hogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html

厚生省 (1999) 「社会福祉基礎構造改革について (社会福祉事業法等改正法案大綱骨子)」 2024 年 7 月 31 日閲覧

https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1104/h0415-2_16.html

厚生省 (2000) 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 2024 年 7 月 31 日閲覧

https://www.mhlw.go.jp/www1/shingi/s0012/s1208-2_16.html

日本社会福祉士会 (2019) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」報告書 2024 年 7 月 31 日閲覧 <https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/2018.html>

日本社会福祉士会 (2020) 「倫理綱領」 2024 年 7 月 31 日閲覧

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/>

- 日本社会福祉士会 (2024) 「2025 年度予算・制度に関する提案書」 2024 年 7 月 31 日閲覧 <https://www.jacsw.or.jp/information/2024-0618-1637-9.html>
- 小笠原浩一 (2000) 「社会福祉基礎構造改革と新しい社会政策への論点」 『生活経済学研究』 15, 15-25
- 大島正彦 (2007) 「「社会福祉基礎構造改革」の問題点」 『文京学院大学人間学部研究紀要』 9 (1), 275-283
- Rossiter, E., & McPherson, J. A. (2019). Rights-based approach to social work in jails. *Journal of Human Rights and Social Work*, 4, 108-115.
<https://doi.org/10.1007/s41134-018-0080-5>
- 戸井宏紀 (2024) 「刑事司法におけるソーシャルワーカー —Outsiders or Insiders?」 『法律時報』 96(3), 11-15
- 東洋大学 (1937) 『東洋大学創立 50 年史』
- United Nations. (1994). Human rights and social work. Geneva: UN in collaboration with IFSW and IASSW. 2024 年 7 月 31 日閲覧
<https://www.ohchr.org/en/publications/policy-and-methodological-publications/human-rights-and-social-work-manual-schools>
- 山本譲司 (2003) 『獄窓記』 ポプラ社